

地方自治体特有の規定 1 （出資法人等の取扱い）

尼崎市情報公開条例

(出資法人等の情報公開)

第25条 本市が**出資**している法人（土地開発公社を除く。）又は本市が**継続的に補助金その他の財政的援助**を行っている法人その他の団体で**規則で定めるもの**（以下「**出資法人等**」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう**努めるものとする。**

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に**努めるものとする。**

※「尼崎市情報公開制度の手引き」から抜粋

- 出資法人等は、市とは別個の独立した法人その他の団体であり、条例上の実施機関とすることは困難であるが、市が出資その他財政上の支出、援助等を行っていることから、その保有する情報の公開を進めていく必要があるものについては、市民に対する説明責任を果たす観点から、出資法人等が自主的に情報公開に努める責務を有するものである。
- 「**必要な措置を講ずる**」とは、出資法人等が、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整備することなどをいう。
- 「**指導に努める**」とは、実施機関が出資法人等に対し、情報公開に関する制度を整備することなどを指導することをいう。

尼崎市情報公開条例施行規則で定める「出資法人等」

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1 一般財団法人尼崎市職員厚生会 | 10 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 |
| 2 公益財団法人尼崎環境財団 | 11 一般社団法人あまがさき観光局 |
| 3 公益財団法人尼崎健康医療財団 | 12 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 |
| 4 公益財団法人尼崎市文化振興財団 | 13 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 |
| 5 公益社団法人尼崎人権啓発協会 | 14 株式会社エーリック |
| 6 公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 | 15 尼崎都市開発株式会社 |
| 7 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター | 16 尼崎交通事業振興株式会社 |
| 8 一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所 | |
| 9 公益財団法人尼崎緑化公園協会 | |

まとめの方向（案）

- ① 公文書管理条例を制定している先進自治体においては、出資法人等については、指定管理者と同様に、「条例の趣旨にのっとり、文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずる」旨の努力義務規定を設けている例が多数見られる。また、併せて市に対して、出資法人等が保有する文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずる等の義務又は努力義務を規定している例が多数見られる。（別紙参照）
- ② 尼崎市情報公開条例においては、出資法人等には、情報公開条例の趣旨にのっとり、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整備するなどの「必要な措置を講ずる」ことについて**努力義務**を課し、実施機関には、出資法人等に対し、情報公開に関する制度を整備することなどを「指導する」ことについて、**努力義務**を規定している。
- ③ ②については、いずれも、現用文書の情報公開制度に関する努力義務規定であるため、当該情報公開制度の前提となる文書の適正な管理についても、公文書管理条例において何等かの規定を設ける必要があるが、
出資法人等が、情報公開条例の実施機関ではなく、また市とは別個の独立した法人その他の団体である性格上、公文書管理条例においては、指定管理者と同様の規定を設けることが妥当と考えられる。